

# 志賀町危険ブロック塀撤去補助金制度

## ◎補助金額

5,000 円×除却面積 (m<sup>2</sup>) 上限 20 万円

## ◎対象となるブロック塀

道路に面して設置されているコンクリート  
ブロック塀又は石塀

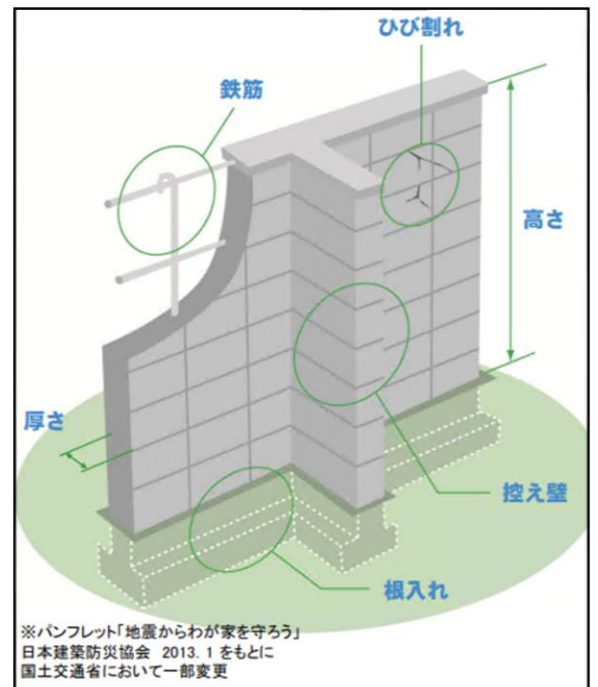
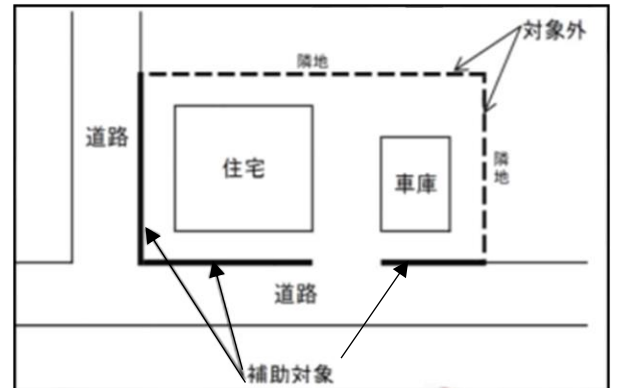
- ① 建築基準法の規定に適合しないもの
- ② 傾き、ひび割れ等の劣化が著しいもの



### ●危険ブロック塀のチェックリスト

◎どれか1つでも当てはまらない項目があれば、危険ブロック扱いとなり、補助金の対象となる

- ① 塀の高さが 2.2m 以下
- ② 壁の厚さは、15cm (高さ 2m 以下の塀であれば 10cm) 以上である。
- ③ 壁丁 (ブロックを積むための基礎) 及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部 (壁や面が交差する「角 (かど) の部分) には縦に、それぞれ径 9mm 以上の鉄筋が配置されている。
- ④ 壁内には、9mm 以上の鉄筋を縦横に 80cm 以下の間隔で配置されている。
- ⑤ 長さ 3.4m 以下ごとに、径 9mm 以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 1/5 以上突出したものを設けている。
- ⑥ 壁頂、基礎、壁内に配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着している (ただし縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる)。
- ⑦ 基礎の丈は、35cm 以上とし、根入れの深さは 30cm 以上である。
- ⑧ 著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、はくり、目地割れ、風化等の劣化がない。



お問い合わせ窓口

志賀町役場 まち整備課 (志賀町役場本庁舎2階)

連絡先 TEL 0767(32)9211